

岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第26号

岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例（平成17年総社市条例第194号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(清算金の徴収又は交付の通知) 第25条 施行者は、前2条の清算金を徴収し、又は交付する場合には、その期限及び方法を定め、少なくともその期限の30日前に、これを納付すべき者又は交付を受けるべき者に通知するものとする。 (清算金の分割徴収又は分割交付) 第26条 略 2 前項の規定による分割納付を希望する者は、<u>施行者が指定する日までに</u>施行者に対し分割納付の申出を行い、その承認を受けなければならない。 3～10 略</p> <p>(借地権の申告又は届出の受理の停止) 第29条 <u>令第19条の規定による委員の選挙期日の公告の日から起算して20日を経過した日から令第22条第1項の公告がある日までの間は、法第85条第4項の規定により、借地権について同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は受理しない。</u></p>	<p>(清算金の徴収又は交付の通知) 第25条 施行者は、前2条の清算金を徴収し、又は交付する場合には、その期限及び場所を定め、少なくともその期限の30日前に、これを納付すべき者又は交付を受けるべき者に通知するものとする。 (清算金の分割徴収又は分割交付) 第26条 略 2 前項の規定による分割納付を希望する者は、<u>法第103条第1項の規定による通知があった日から14日以内に</u>施行者に対し分割納付の申出を行い、その承認を受けなければならない。 3～10 略</p> <p>(所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止) 第29条 <u>施行者は、法第88条第2項の規定による換地計画の縦覧開始の日から法第103条第4項の規定による換地処分公告の日までの間は、法第85条第4項の規定により、同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は、受理しない。</u> 2 <u>令第19条の規定による委員の選挙期日の公告の日から起算して20</u></p>

改正後	改正前
	<u>日を経過した日から令第22条第1項の公告がある日までの間は、法第85条第4項の規定により借地権について同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は受理しない。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。